

イ 都市及びその周辺における農業の振興

都市農業は、新鮮で安全な農産物を供給するだけでなく、体験農園の開設等を通じた都市住民との交流の場、緑の空間としてのやすらぎの場を提供するなど、多面的機能を発揮している。このため、下記の対策を講じたことにより、都市及びその周辺における農業の振興を図った。

- (ア) 生産者と消費者の交流の促進、集出荷貯蔵施設の一部としての直販施設の整備等を通じ、農産物の生産から流通・販売にわたり消費者と密接に連携した高付加価値型農業を推進した。
- (イ) 都市住民と農業者が連携し、農地の多面的な活用方向等に関する都市農業振興ビジョンを策定するとともに、農作業補助を行う都市住民の育成、都市農業への理解を深めるためのふれあい活動等の支援を行った。

(2) 都市と農村の交流を推進するための基盤整備等

広域的な交流・連携の軸となり、地域の自立的発展を支える高規格幹線道路と、これを補完し地域相互の交流促進等の役割を担う地域高規格道路が一体となった規格の高い幹線道路網の整備を推進した。

さらに、マルチハビテーション、SOHO（情報通信を活用した遠隔勤務）など新しい居住形態への関心の高まりを踏まえ、豊かな自然環境を有する地域でゆとりある生活を過ごせる田園居住を実現するための住宅・宅地供給を推進した。

併せて、地域固有の資源を活用しつつ、都市住民にとっての地域の魅力を高め、都市住民との交流の増大を図るための道路、河川、公園等の整備を推進した。

- (ア) UJIターンや都市と農山漁村等の交流・連携に係る情報交流の拡大、活動の活性化、多様な主体の育成等を図るため、以下の施策を講じた。

- ① 大都市圏で生まれ育った若者に、地方圏での暮らし・生活体験、地域づくりの手伝いや地域産業等を体験する機会を提供することにより、UJIターン志向の実現・機運の醸成を図った。
- ② 都市と農山漁村等の交流・連携を担う団体等の情報やニーズを交換するサイトをインターネット上に整備して情報の獲得を円滑化するなど、さまざまな主体の交流・連携活動への支援を促進することにより、地域の活性化を促進した。
- ③ 都市と農山漁村等地域間の交流や連携に係るモデル的な事業への支援調査を行うことにより、地域間の交流・連携の一層の促進を図った。
- ④ 農山漁村等における地域づくり団体に対する支援を通じて効果的な活動推進策の検討を行うことにより、地域づくりの推進を図った。

- (イ) 都市住民が農業の多面的機能に触れ、その機能が広く理解されるよう、身近な都市近郊農地の環境整備や交流施設の整備等を総合的に実施した。

- (ウ) 国土空間の有効利用を図り、地域ブロックの自立的な発展を支える高規格幹線道路や地域高規格道路など規格の高い幹線道路の整備を推進した。特に広域的交流を支援する循環型ネットワークの構築を重点的に整備を進めた。

また、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ（道路管理用光ファイバー及びその收容空間）の構築を推進した。

- ① 高規格幹線道路については、交流ネットワークの充実により地域ブロックの自立的な発展や物流の効

率化などを支援するため、21世紀初頭の14,000kmのネットワーク概成を目指し、重点的な整備を推進した。

地域高規格道路については、高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成、地域相互の交流促進や空港・港湾への連絡等を強化するため、既存ストックの活用を図りつつ長期的に6,000～8,000kmの整備を図るべく事業を推進し、物流の効率化や社会・経済の高コスト構造の是正を通じた国際競争力の向上等を図った。

- ② 民間主導による光ファイバー網整備の原則の下、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間の一層の活用のため、道路管理用光ファイバー網及びその収容空間（情報BOX等）の民間事業者等による活用のための環境整備を図った。
- ③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保など、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るため、道路管理用光ファイバーを整備した。
- ④ 安全・円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等の効果が見込まれるITS（高度道路交通システム）について、道の駅や携帯端末による道路情報の提供など地域の特性やニーズに合わせた地域レベルのITSを推進した。

道路の情報化と併せ、センサー等のITS関連施設の整備を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図った。

- (エ) 優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給の促進とともに、これとあわせた地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進した。

- (オ) 農業体験・自然とふれあいの場等の構築

親水や生態系保全等自然環境の保全に配慮しつつ、ため池や農業用水路等を整備することにより、子供たちに、豊かな自然と触れ合うことのできる遊び場や農業・自然体験学習の場を提供するほか、都市住民に水と緑の潤いのある生活空間を提供した。

- (カ) 豊かな自然環境を有する農村は、国民にとって安らぎの場であり、学習・体験の場であり、地域固有の資源を生かした個性ある地域づくりにより、都市部の人々を魅了するポテンシャルがある。このような魅力を高める地域づくりを行うことによって、都市住民との交流を増し、地域の活発化を図った。

- ① 女性や高齢者ドライバーの増加、長距離トリップの増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」の整備により、このような休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進した。

また、「道の駅」の質の向上を図るため、利用者の意見等をもとに、基本的機能を確保し、新たな機能を展開するためのフォローアップを実施し、同時に、利用者の評価にもとづく「道の駅」の推薦を行った。

- ② 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、地域活性化インターチェンジ制度により、一般道路事業と地方道路公社による有料道路事業を組み合わせる高速自動車国道の追加インターチェンジの整備を推進した。

- ③ 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）及びその周辺地域について、地域の特色を生かしつつ、人の出入りを確保して一体的・計画的な整備を推進した。

- ④ 観光資源等へのアクセス道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進した。
- ⑤ 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備を行った。
- (キ) 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する、自然河川や、湿地・干潟などウェットランドの保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度を増加させるなどの自然再生事業を推進した。
- (ク) 魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を生かした交流ネットワークの拠点となる「水辺プラザ」の整備や、河川等の持つ様々な機能を生かし、河川等が身近な遊びの場、教育の場となるように体制及び水辺の整備を推進する「水辺の楽校プロジェクト」等を推進した。
- (ケ) 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改善するとともに、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差の解消や魚のすみか・避難場所の創出（ワンド、ビオトープの設置）など、関係省庁との連携施策である「魚がすみやすい川づくりの推進～水域生態系ネットワーク整備～」を複合的に実施した。
- (コ) 川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、市町村の個性を生かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」、堤防を広げるとともに桜等を植樹し、憩いの場を創出する「桜つつみモデル事業」を推進した。
- (サ) 土砂災害防止対策により安全で利用可能な空間を新たに創出し、自然・社会特性を生かした観光拠点や公園の整備等の地域づくりを支援する、砂防ランドスペース創出事業やふるさと砂防事業、特定利用斜面保全事業等を積極的に実施した。
- (シ) 歴史に残る砂防設備を積極的に保存するとともに周辺の環境と調和した基盤整備を行い、地域の活性化にも資する砂防学習ゾーンモデル事業を推進するとともに、歴史的砂防施設の価値を広く国民に理解してもらい、地域の活性化を支援するために、文化庁と国土交通省の連携により、歴史的砂防施設の実態把握、保存・活用を踏まえた周辺整備等に関するガイドライン作成等のための調査を実施した。。
- (ス) 砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しい一方、景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっており、自然的、社会条件を勘案し、個々の溪流の特色を生かした、砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを実施した。
- (セ) 自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ斜面の安全度を向上するため、既存樹木等を生かした「緑の斜面工法」を積極的に導入し、安全で緑豊かな斜面空間を創出した。
- (ソ) 半島地域と都市地域の交流など様々なタイプの相互交流・連携ネットワークの構築を支援する事業を実施した。
- (タ) フェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、人に優しい旅客輸送や市民の交流活動の拠点として、地域の特性に配慮した人々の交流を支える核となるシーサイドオアシス（旅客ターミナル施設等）の整備を推進した。

4 農林水産公共事業の「環境創造型事業」への転換

都市と農山漁村の共生を可能とする条件整備として、農山漁村における社会資本整備については、都市のライフラインを支える緑の基盤として、事業の内容自体を安全な食料の安定供給等と併せて循環型社会の構築や自然との共生に寄与するものに改革する等により、都市住民にも開かれた新たな農山漁村の可能性を切り開いた。

(1) 食料の安定供給等とあわせて自然と共生する環境を創造する事業（「環境創造型事業」）への転換

農林水産業の構造改革を進めるとともに、都市住民にも開かれた新たな農山漁村の可能性を切り開くため、農林水産公共事業について、食料の安定供給だけでなく、循環型社会の構築や自然との共生に寄与するものへと改革し、多面的機能の十全な発揮を図った。

具体的には、市町村が新たに作成する田園環境整備のマスタープランに基づき、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換を図った。

平成 14 年度以降に新規に採択される事業については、原則として、すべて「環境創造型事業」に転換することとした。また、既存事業については、再評価等の際に「環境創造型事業」への転換の可否を検討し、可能なものから転換していくこととした。

(2) 環境創造型事業の推進のための具体的な取組

農村における生態系の保全、良好な景観形成、水質の保全等について、国民の関心が高まる中で、平成 13 年 6 月に土地改良法を改正し、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」を位置づけた。

こうした状況を踏まえ、農業生産基盤の整備に当たっては、環境創造型事業の推進のため、新たに次の対策を講じた。

- (ア) 環境省との連携により、北海道サロベツ地区において、湿原の再生を図りつつ、自然と共生する農業生産基盤を整備する自然再生型公共事業の実施に向けた共同調査を開始した。
- (イ) 農地整備事業のメニューに生態系保全空間等の整備に係る工種を追加するとともに、環境創造型事業を契機とした地域ぐるみの維持・増進活動を支援した
- (ウ) 自然と共生する環境の創造を支援するために、事業計画地区及び事業実施地区を対象とした農村地域の生態系等の自然環境情報・環境配慮調査計画情報等について整理・体系化するとともに、環境に係る専門家の登録システムを構築し、環境・技術・人に係る情報の一元的なデータベース化を図った。
- (エ) 国営土地改良事業計画の策定に当たって、環境調査を適切に行うとともに、都道府県におけるモデル的な環境調査や環境対策技術等の蓄積・普及を支援した。
- (オ) 諫早湾干拓事業については、「農と緑と水辺の空間」の実現の方向に沿って、潮受堤防内の事業地域を①「水域（水辺空間）」、②「現状保全区域（農と水辺をつなぐ遷移帯）」、③「畑地区域（農と緑の空間）」の 3 つにゾーニング（地帯区分）し、特性に応じた環境配慮対策を実施した。

(3) 農林水産公共事業執行のあり方の見直し

公共事業について、事業の効率性及び透明性を確保することが求められる中で、農林水産公共事業についても事業実施方式の抜本的な改革や事業評価の徹底等を図ることとした。

ア 事業実施方式の抜本的改革

事業の実施に当たっては、「事業の進め方に関する4原則」を導入して、効率的な事業展開を図ることとした。

(ア) 「時間管理原則」の導入

事業の効率性・透明性を高めるため「時間管理原則」を導入し、平成14年度以降の新規採択に当たっては、直轄事業は9年、補助事業は6年を基本とする工期の上限を設定し、この工期を超える地区は採択しないこととした。

また、継続地区については、採択後3年を経過して着工見込みのない地区は、原則として中止するルールを導入する等事業の見直しを強化することとした。さらに、工事の進捗状況についてインターネット上で公表するなど、国民と受益者に対する公開の下で事業を実施することとした。

(イ) 「オーダーメイド原則」の導入

地域の特性やニーズに的確に対応するため、営農の進展等に応じた段階的な整備手法や、農家の労力提供と創意工夫による低コストな整備手法を一般化するなど、「オーダーメイド原則」を導入し、画一的な整備から弾力的な整備へ転換を図ることとした。

(ウ) 地域の創意工夫や発想の重視

活力と個性のある事業の展開を図るため、事業計画の策定に当たり市町村との協議や住民からの意見聴取を実施するとともに、農業集落排水事業はすべて統合補助金化するなど、地域住民や市町村の主体性や創意工夫を引き出すとともに、地域の取組を支援することとした。

(エ) 事業実施プロセスの徹底した公開

事業への国民の積極的な参加を促進するため、事業計画や基準を事前に公表し、国民の意見を聴取するとともに、事業執行の透明性・公平性を確保するため、事業評価や入札契約の過程をホームページで公開することとした。

イ 効率的な事業の実施

事業の実施に当たっては、その効率性及び透明性の一層の向上を図るため、事業の採択前から完了後に至るまで、事業評価を体系的に実施した。

具体的には、

(ア) 事業の採択に当たり、費用対効果分析等の実施による事前評価

(イ) 事業採択から5年毎に、進捗状況や社会経済情勢の変化等を評価し、必要に応じて事業を見直す再評価

(ウ) 事業完了後に、事業効果の発現状況等を評価し、今後の事業のあり方等に適切に反映させるための事後評価

の3つの事業評価を行った。また、評価内容とその結果については、国民が容易に入手できる方法で公表した。

5 有機性資源・水資源の循環利用の促進

(1) 都市用水の効率的な供給による都市の再生

都市のライフラインの確保、産業活動の活性化等に資するため、農業水利施設の整備・更新を通じ、農業用

水の再編による都市用水の創出を行うなど、都市用水の効率的・安定的な供給を推進した。

(2) 健全な水循環系の再構築

全国に張り巡らされた約4万kmの農業水路網が水循環系を健全に保つ上で大きな役割を果たしていることにかんがみ、流域における水量や水質、自然環境を保全していくため、農業水利の果たす機能を維持・増進することにより、健全な水循環系の再構築を図った。

- (ア) 都道府県営土地改良事業により建設され、緊急的に更新整備しなければ地域の用排水機能に大きく支障を及ぼす頭首工、用排水機場、分水工等の点的施設を対象として、緊急的かつ集中的に更新整備を実施した。
- (イ) 国営造成施設の中で高度の公共性を有する施設については、国による管理や、都道府県・市町村の管理に対して助成を行った。また、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の維持管理・更新に係るライフサイクルコストを低減するため、都道府県営土地改良事業によって建設された農業水利施設について劣化の度合いの測定等施設の機能診断や、塩害や腐食等により施設が劣化することを予防するための工事を行った。
- (ウ) 農業用水から都市用水への小規模な用途間転用等を促進するため、簡易な水管理施設を整備するとともに、きめ細かな配水操作を行った。
- (エ) 非かんがい期に水量が減少し水環境が悪化する農業水路・小河川等に対して、国土交通省の協力の下、試験通水も含む実証調査を実施した。
- (オ) 特に農地からの赤土等の流出が著しく、下流の海洋等の自然環境保全を図る必要が高い地域において、赤土等の流出を防止するための沈砂施設の整備等を広域的に実施した。

(3) 集落排水汚泥等有機性資源の循環利用の促進

農村地域の資源循環の核として污水处理施設、家畜排せつ物処理施設を活用し、処理水や有機性資源の循環利用を促進した。

- (ア) 農村地域で発生する農業副産物、家畜排せつ物、集落排水汚泥等の有機性資源をたい肥化し有効利用するリサイクル施設等を整備するとともに、家畜排せつ物の広域集中処理を推進した。
- (イ) 農業集落排水施設を活用し農村地域の資源循環の推進を図るため、農業集落排水汚泥等の有機性資源や処理水のリサイクル計画の策定を要件とした農業集落排水資源循環統合補助事業を創設した。
- (ウ) 小規模分散方式である農業集落排水施設の特性を活用した有機性資源のリサイクルを促進するための一方策として、ディスポーザー（生ゴミ破砕機）の有効性について実証調査を実施した。
- (エ) 建設副産物のリサイクルを推進するため、公共事業で発生する建設残土を農地整備の基盤材等として有効利用した。
- (オ) 間伐材を暗渠排水等の建設資材として有効利用するなど、森林資源の循環利用等を促進した。

Ⅲ その他重要施策

1 食料等に関する国民理解の促進

農業者・食品産業等が高度化・多様化する国民のニーズに応じられるよう、食料需給動向の把握と見通しに関する的確な情報及び国民等に対する食料自給率や食料消費・農業生産等の動向に関するわかりやすい情報の提供を実施した。

(1) 食料需給動向の見通し等に関する情報提供の推進

農業者等による農産物の生産、出荷等に関する合理的な計画の樹立、ひいては農業経営の安定に資することを目的とした、国内外の農産物の需給・価格の見通しに関する情報提供に加え、高度化・多様化する国民のニーズに応じた国内農業生産の推進に資するため、以下に示した食品産業分野の動向や海外の食料需給動向が十分反映されるよう検討し、「食料需給見通し」を作成・公表した。

ア 食品産業に関する情報収集

食品製造業、流通業、外食産業の食品産業分野全体に渡る基礎データの継続的な収集・分析やPOS（販売時点情報管理）情報等の活用により、食品産業の動向把握の精緻化・迅速化を図った。

イ 海外の食料需給動向の把握

商社等の民間有識者の参加を得て、海外の穀物を中心とした農産物需給動向について総合的な分析・検討を行った。

(2) 食料自給率レポートによる情報提供の推進

食料自給率及びその構成要素である食料消費・農業生産等の動向を検証し、現状を国民にわかりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、「食料自給率レポート」を作成・公表した。

2 農産物の安定的な輸出入の確保

国内生産では需要を満たすことのできないものの安定的な輸入を確保するため、必要な施策を講ずる。また、国産農産物等の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の施策を講じた。

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

(ア) WTO、OECD、FAO、APEC等農産物に係る国際会議等の場における情報収集・交換を推進した。

(イ) 小麦・大麦の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換等に努めた。

(ウ) セーフガードに係る検討に機動的に対応できるように必要な情報を常時収集した。

- (エ) 大豆油糧等の需給に関する内外の情報分析のための協議会を開催するとともに、日加なたね協議等により情報交換を行った。

(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

- (ア) 我が国農産物や日本食品の主要輸出先国の市場動向や輸入関係諸制度に係る情報を収集するとともに、それらの情報を地方農政局等を通じて輸出関係団体や企業に提供した。
- (イ) 海外の国際食品見本市に「日本ブース」を設け、農林水産物や日本食品等の生産者団体・企業の出展を促し、これら団体等のPR活動の実施や市場情報の入手等を支援するとともに、食品加工業等の国内地場産業の輸出を支援するための国際化推進セミナーを開催した。
- (ウ) 輸出関係団体が行う食品セミナー・試食会の開催や海外における見本市への出展等の輸出促進活動を都道府県を通じて支援した。

3 不測の事態に対処するための施策の推進

食料供給に影響を及ぼすおそれのある様々なレベルの不測の事態に的確に対処するため、熱量効率の高い作物への生産転換等を円滑に実施するための措置の検証、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・発信のための体制強化等を実施した。

(1) 不測時において実施すべき施策の検証

不測時においても食料を安定的に供給するため、事態の深刻さのレベルに応じて実施していくこととなる食料の増産や流通の制限等の対策（米・麦の緊急増産や熱量効率の高い作物への生産転換、価格・流通の安定のための行政的・法的措置等）の詳細な実施手順等について検証した。

(2) 食料安全保障上重要な品目の需給動向の分析・公表

我が国の食料安全保障上重要と考えられる米、小麦、大豆、とうもろこし等について、平素から国内外の需給動向に関する情報を収集し、我が国における供給量が安定的に確保されるかどうかを分析・公表した。また、不測時に備えるため、情報の収集・分析・発信のための体制の充実・強化に努めた。

(3) 適切な備蓄の実施に関する施策

国内外での不作や輸送障害等により食料の供給が不足する事態に備え、米・麦・大豆・飼料穀物の主要農産物について、引き続き適切かつ効率的な備蓄を行った。

ア 米

備蓄運営については、適正水準である6月末100万トン程度に縮減するため、政府米の販売量に応じた政府買入れを行うという備蓄運営ルールを適用し、14年10月末の備蓄量を155万トンに引き下げた。また、保管料の引き下げ等を通じ、備蓄運営の効率化を図った。

イ 麦

食糧用麦の備蓄については、通常の需給操作と不測の事態における対応ができるよう現行の在庫保有水準(外

国産食糧用小麦需要量の 2.6 カ月相当分) を基本として、在庫保有の官民分担関係の適正化、在庫水準の弾力的運用、保管料の引き下げを図りつつ、適正かつ効率的な運営を実施した。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、より一層の効率化を図りながら大豆備蓄事業を推進し、社団法人大豆供給安定協会等において食品用大豆 5 万トンの備蓄を実施した。

エ 飼料穀物

飼料穀物(とうもろこし及びこうりゃん)については、社団法人配合飼料供給安定機構において、80 万トンの備蓄を実施した。

また、飼料用大麦については、ミニマム・アクセス米と合わせ 40 万トンの備蓄を実施した。

4 病虫害防除対策

- (ア) 病虫害による農作物被害の軽減等を図るため、病虫害発生予察情報の提供及び的確な防除指導等を行う植物防疫事業を実施した。このため、病虫害の発生予察調査等を行う病虫害防除所の職員等の設置及び運営等都道府県における植物防疫事業に要する基礎経費として、植物防疫事業交付金を交付した。
- (イ) 病虫害発生予察事業については、重要性の高い病虫害を対象に調査を実施し予察情報を作成・提供するとともに、発生予察に関する調査基準の作成、効率的かつ省力的な調査方法の技術確立を推進した。
- (ウ) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、天敵やフェロモン剤等の防除技術を組み合わせた総合的病虫害管理による防除体系の確立を推進した。
- (エ) さらに、農作物に甚大な被害を与えるおそれのある我が国未発生若しくは一部地域に発生している病虫害に対しては、全国で侵入警戒調査を実施した。また、南西諸島等の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ等のまん延防止のため移動規制を行うとともに、根絶防除等の防除対策を行った。
- (オ) 海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、引き続き輸出産地における防除対策を確立するとともに、輸出植物検疫を実施した。

5 家畜衛生対策

- (ア) 国内における平成 12 年の口蹄疫の発生、平成 13 年の B S E (牛海綿状脳症) の発生を踏まえ、また、家畜飼養の大型化による伝染病発生時の被害の大型化の懸念、食品の安全性に対する消費者ニーズの高まり等も勘案し、国内における悪性伝染病の発生に備えた対策を充実する必要がある。このため、「家畜伝染病予防法」及び「家畜防疫を総合的に推進するための指針(平成 13 年 9 月 6 日大臣名で官報掲載)」に基づき万一の悪性伝染病の発生に備えた危機管理体制の整備等を推進するとともに、現在国内に発生のある家畜伝染病のまん延防止のための対策を講じた。
- (イ) 都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として設置する家畜保健衛生所により、農場における家畜の保健衛生の向上にかかる指導等を推進した。
- (ウ) 家畜等の疾病の診断、予防、治療等を目的として使用される動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に努めた。

- (エ) 獣医師の育成を図るとともに、地域の実態に即した適切な獣医療の確保に努めた。

6 農業生産資材対策

農業生産に不可欠な農業生産資材について、農業経営における資材費の低減、新資材・技術の開発、安全性・品質の確保を図るため、農業生産資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な対策を総合的に実施した。

(1) 農業生産資材費の低減対策

生産資材費の低減を図るため、平成 13 年に関係者により改定された「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づく取組を推進するとともに、

- (ア) 都道府県におけるインターネットによる体系的な資材情報提供体制の整備を図った。
- (イ) 都道府県が選定した資材費低減推進地区において、当該地区について作成する資材費低減推進方針(に基づき、
- ① 高度物流情報システムの開発・設計、一貫パレチゼーションの導入等による肥料等物流の合理化
 - ② 農作業受委託調整システムの開発により、「農業機械銀行」の機能強化
 - ③ 農業機械のリースレンタル方式の推進等により、農業機械の利用の効率化
 - ④ 低コスト資材の活用や資材の効率的利用等を行う資材費低減モデル経営の実証・普及
- 等、資材情報の提供、物流の合理化、安価な資材の普及、合理的な利用の推進等の対策を推進した。
- (ウ) 農業用使用済プラスチック、肥料空袋、農薬容器等農業生産資材廃棄物の低コストかつ適切な処理及びリサイクルの促進を推進した。
- (エ) 配合飼料価格安定対策
- 配合飼料価格が大幅に上昇した場合、異常補てん金を交付することにより、畜産経営に及ぼす影響を緩和し、畜産経営の安定を図った。

(2) 新たな農業生産資材の開発

農業の生産性の向上、自然循環機能の維持増進等を図るために、環境にやさしい肥料、農薬、高性能農業機械等の開発を行うとともに、輸入の急増等により、国内生産の体質強化が求められている野菜作用の高性能農業機械について、早急な実用化、普及を図る観点から、現地における地域適用性等の実証試験を実施した。

(3) 農業生産資材の安全性・品質の確保

肥料及び農薬の安全性・品質の確保、農作業事故の防止を図るため、

- (ア) 食品循環資源等由来たい肥の品質適正化技術の実証・普及等
- (イ) 農薬の埋設地点の環境調査及び埋設農薬の掘り出し・保管等を行い、環境上適切な管理状態を確保
- (ウ) 農業者等への農作業安全のための統一的な指導指針である「農作業安全のための指針」の一層の普及浸透
- 等の対策を推進した。

7 中山間地域等の振興

国土面積の約7割を占める中山間地域等は、食料を安定的に供給するだけでなく、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。しかし、近年は、過疎化・高齢化が急激に進行し、耕作放棄地が増加するなど、多面的機能が適切に発揮されないおそれが生じてきている。

このため、農業の生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興、他産業の振興等による多様な所得機会の確保、生活環境の整備等の施策を総合的・計画的に推進し、中山間地域等の総合的な振興を図った。

(1) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策

- (ア) 担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、以下の基準により中山間地域等直接支払制度を引き続き実施した。
 - ① 対象農用地は、「特定農山村法」や「山村振興法」等の地域振興立法の指定地域等の農用地区域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な1 ha以上の一団の農用地とした。
 - ② 対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とした。
 - ③ 単価は、平地地域との生産条件の格差の8割相当額とした。
- (イ) 棚田地域等において、営農の継続により多面的機能を維持するため、小型機械の導入等地域の実情を踏まえた簡易な農業生産基盤の整備等を実施した。
- (ウ) 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備を行った。
- (エ) 中山間地域等において、土地改良施設や農地を保全利活用するための地域及び地域外住民の活動を促進するため、土地改良施設や付帯施設、周辺施設の整備を実施した。

(2) 地域の特性に応じた農業の展開

- (ア) 地域の抱える問題に広域的に対応するため、都道府県知事が市町村長と協議の上で策定したアクションプランに基づき、中山間地域等の振興に資する事業を総合的かつ計画的に推進する「中山間地域等総合振興対策」を実施した。
- (イ) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を生かした新規作物等の導入や高付加価値型農業の推進を図るため、集出荷施設や直売施設等を整備する新山村振興等農林漁業特別対策事業等を実施した。

(3) 多様な産業の振興

- (ア) 就業機会の確保を図るため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく工業等の導入、地域の個性を生かした内発型の地場産業の振興を促進した。
- (イ) 農産物等の付加価値の向上と販路の拡大を図る加工流通施設等の整備を図るため、中山間地域活性化資金について、所要の融資枠を確保した。
- (ウ) 山村からの提案に基づき、産業・文化等に係る先進的な施策への支援を通じて山村地域の活性化を図

る「個性ある山村地域の再構築実験事業」を実施した。

- (エ) 過疎地域市町村の実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取り組みを支援し、過疎地域の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」等を実施した。
- (オ) 過疎地域等において、総合的生活関連情報や産業・文化関連情報を効果的に収集・提供することによって、新たな連帯・連携意識の醸成、地域資源を活用した新たな産業の振興及び情報による地域間交流の推進等を図るための施設の整備を支援する「地域情報交流基盤整備モデル事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進した。
- (カ) 過疎地域の持つ自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有効に活用し、ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、人・文化・情報等の交流を図ることを可能とする施設の整備を支援する「地域間交流施設整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進した。
- (キ) 交通条件が極めて悪い地域において、産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を推進した。

(4) 生活環境の整備

- (ア) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、人口の流出、高齢化の急速な進行等にある中山間地域において、それぞれの地域の立地条件に沿ったほ場整備、農道等の農業生産基盤の整備と併せて、農業集落排水施設や農村公園等の農村生活環境基盤等の整備を総合的に行之、農業・農村の活性化を図ることによって地域における定住の促進、国土・環境の保全等を推進するため、中山間総合整備事業を実施した。
- (イ) 生活環境の整備を図る観点から、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として道路、水道、污水处理施設等の整備を促進した。

また、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、奥地等産業開発道路整備臨時措置法等に基づき、他の地域に比較して低位にある地域等において、地域の活性化、住民福祉の向上、産業の開発等のための道路整備の推進及び定住促進のための良質な住宅供給、居住環境整備の促進を図った。

更に、離島振興法等に基づき、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・強化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のための港湾整備を推進した。

加えて、下水道の整備を、過疎市町村に代わり都道府県が一部代行して実施することにより生活環境の整備を引き続き推進した。

(5) 鳥獣害対策の推進

中山間地域において野生鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、鳥獣害対策を推進した。

- (ア) 農作物の防護柵等の被害防止施設の設置、鳥獣の移動に伴う影響等の広域動向調査、被害防止に必要な知識の普及、地域における技術指導が可能な指導者の育成及び効果的な被害防止技術の実証による被害防止システムの確立等の対策を推進した。
- (イ) 野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系の管理技術の開発等の試験研究、森林・特用林産物について被害防止のための鳥獣害防止施設の設置、野生鳥獣の生息環境の保全及び整備等を

実施した。

8 技術の開発及び普及

(1) 技術開発の重点的・効果的な推進

基本法に基づき、農業に係る技術の研究開発目標を明確化する等の観点から策定された「農林水産研究基本目標」（平成 11 年 11 月農林水産技術会議決定）に即し、技術分野ごとに重点課題と今後達成すべき具体的目標水準を明確化した「農林水産研究・技術開発戦略（平成 13 年 4 月農林水産技術会議事務局長通知）」に基づき、科学技術基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）の重点分野であるライフサイエンス、環境等の研究開発を戦略的に展開するとともに、食料自給率向上等に向けた農業構造改革を支える研究開発の高度化を推進した。

ア 食料自給率の向上等に向けた農業構造改革を支える研究開発の促進

(ア) 食料自給率向上のため、麦について、地域ブロックごとの課題を克服した高能力品種や消費者のニーズに対応した特定用途向け品種の育成、品種の能力を最大限発揮できる栽培技術体系の確立等を加速して実施した。

また、新品種の普及と食材としての用途拡大を図るため、試食会等を行った。

(イ) 生鮮野菜の輸入急増に対抗し国産野菜を持続的に生産していくため、省力・軽作業化に適した品種や消費者の多様なニーズに対応した栄養・機能性成分に富んだ高品質な個性化野菜の育成と栽培技術の開発等を行った。

(ウ) 野生鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減するための農林生態系管理技術の開発を行った。

(エ) 独立行政法人の基礎的・先導的研究成果を活用し、生産現場に直結する都道府県の研究を推進した。

(オ) 平成 14 年 7 月に独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、日本エスコフィエ協会の共済で、独立行政法人の研究開発の成果である機能性や調理特性に富んだ新しい国産食材を活用した試食会「ブランド・ニッポン」を試食する会を開催し、新品種の普及を図った。

イ イネゲノム研究等の先端研究の展開

(ア) イネゲノムの塩基配列の解読を加速化したことにより、国際コンソーシアムが分担して取り組んできたイネゲノム重要部分塩基配列の解読が 12 月に終了した。また、タンパク質の立体構造・相互作用解析、組換え体の大量作出等を通じた遺伝子機能の解明、イネゲノムシミュレーターの開発を実施するとともに、DNA マーカーによる効率的な新品種育成システムの開発を推進した。

(イ) 家畜・昆虫について、遺伝地図の作成、活用等により有用遺伝子が存在する重要領域を特定し選択的に塩基配列を解読するとともに、遺伝子が生産するタンパク質の構造解析等により効率的な機能解明を行った。さらに、機能が明らかとなった遺伝子を活用した有用物質生産技術の確立を図った。

(ウ) 先端技術の研究開発の成果を迅速に社会に還元していくためには、国民の理解が不可欠であることから、国民の関心の高い遺伝子組換え技術等について、安全・安心の確保のための科学的知見の更なる集積、国民の不安や懸念に応えるための適切な情報の提供等の事業を推進した。

(エ) 活力ある長寿社会実現に向け生活習慣病予防等に資する健全な食生活を構築するため、食品機能性の

解明、安全性の評価技術の開発等、食品の機能性・安全性確保に関する総合的な研究を推進した。

ウ 循環型社会の構築を目指した環境研究の展開

- (ア) 家畜排せつ物等の適正処理及びリサイクル技術、ゼロエミッションを目指した食品廃棄物等の革新的なリサイクル技術を開発した。さらに、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術を開発した。
- (イ) 地球温暖化に伴う農業、森林、漁業への影響評価と将来予測を行うとともに、農林業における温室効果ガスの排出削減・吸収・固定化技術を開発した。
- (ウ) 森林から沿岸域までの水循環の機構や農林水産生態系の機能を解明し、農林水産生態系を維持・向上させる技術を開発するとともに、都市を含めた流域圏環境を総合的に管理する手法を開発した。
- (エ) 農林水産業の生産現場及び生産物における内分泌かく乱物質の動態及び作用機構の解明を行うとともに、分解・無毒化技術、移行・拡散防止技術を開発した。

エ 農林水産技術開発におけるシステム改革の推進

- (ア) 行政ニーズに的確に対応し、地域の技術シーズの活用等による現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、研究課題の公募及び研究実施に当たっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究を促進する仕組みを創設した。
- (イ) 農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネスの活性化を図るため、民間企業等が、大学、独立行政法人等のポテンシャルを活用して取り組む研究開発を新たに実施した。
- (ウ) 農林水産業・食品産業等の分野における民間の研究開発を促進するため、競争的資金による基礎研究、地域の産学官を結集した新事業創出につながる研究開発を推進した。
- (エ) 独立行政法人の研究成果の実用化を促進するため、民間の研究開発能力を活用した実用技術の開発や独立行政法人が保有する特許の民間における利用・実用化を推進した。

オ 農林水産研究基盤の充実・強化等

- (ア) 産学官の連携を促進するため、遠隔地間での共同研究をネットワーク上で可能とするバーチャルラボシステム、各種技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブを整備した。
- (イ) 分子・細胞レベルで得られている生物機能の情報を活用し、産学官連携及び異分野技術の融合により、革新的な生物機能の活用技術や画期的な新機能素材の開発を行った。
- (ウ) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 13 年 11 月）」及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき研究分野別評価、研究制度評価及びプロジェクト研究評価を的確に実施するとともに、独立行政法人評価委員会による業務実績評価を行った。
- (エ) 食品の安全性確保等先進国に共通する課題の解決を図るため、牛海綿状脳症（BSE）等の新興・再興感染症の危機管理に必要な先端的診断技術の開発等の国際共同研究を推進した。
- (オ) 地球規模の食料・環境問題に対応するため、インドシナ天水農業地帯における水資源の効率的利用のための技術開発及び営農体系技術の実証等発展途上地域との共同研究を推進した。

(2) 効率的かつ効果的な普及事業の推進

担い手となる人材の育成及び確保等を基本とし、対象者の重点化及び農協等との役割分担の下での地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、「協同農業普及事業の運営に

関する指針」(平成12年3月3日農林水産省告示)及び同指針に即した都道府県の実施方針に基づく事業を展開した。また、引き続き普及事業についての外部第三者委員による評価の仕組みの導入を推進した。

ア 担い手の経営支援強化

農業経営の構造改革に取り組む意欲と能力のある担い手の経営を支援するために、技術、情報、資金の活用による担い手の経営発展段階に応じた経営支援を充実させるとともに、経営改善支援センターとの連携強化等により、地域の技術支援拠点としての機能を強化した。

イ 農業経営へのIT活用支援

農業者の情報リテラシー向上のためのIT指導人材を育成するとともに、普及センターにおけるIT活用農業経営支援サイトの構築等を通じ、IT活用農業経営の展開に向けた支援を強化した。

ウ 地域農業の確立支援

有機性資源の循環利用等循環型社会の構築、地域の条件を活かした安全・安心な農産物等の生産・流通の推進など地域農業の確立に向けた支援を強化した。

9 農業分野における地球環境保全対策の充実等

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、生物多様性の減少、砂漠化の進行等の地球環境問題が深刻化していくなかで、農業の適切な生産活動を通じて地球環境を保全していくことが重要であるとの認識に立って、地球環境保全対策への取組のより一層の充実を図った。

特に、気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)において、京都議定書の運用ルールが合意されたことを踏まえ、循環型社会構築及び地球温暖化対策のための施策を総合的に講じていくために設置した「農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部」を中心に、効果的・効率的な施策を推進した。

(1) 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組

二酸化炭素の排出削減等農業分野における地球温暖化問題への取組として、省エネルギーに資する農業施設・農業機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入、農産物輸送におけるモーダルシフトの推進やトラック輸送の効率化等による二酸化炭素の排出削減、水田の水管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・一酸化二窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進した。

また、生ごみ等の食品循環資源の肥料・飼料等への再生利用、家畜排せつ物等も含めた有機性資源のリサイクル、たい肥化施設の整備、緑肥の導入等を通じた土壌中への有機物(炭素)蓄積、メタン発酵等を利用したエネルギー利用施設等の整備等を推進した。

さらに、農林業由来の廃棄物をバイオマスエネルギーとして活用するための変換技術の開発や、作物からのメタノール等の工業原材料を生産する技術開発を推進した。

(2) オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護の観点から、モントリオール議定書締約国会合において、平成17年までに臭化メチルの生産及び消費量を段階的に削減・全廃することが合意された。これを受け、野菜や花き類等の土壌消毒剤として用

いられている臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の開発・普及を引き続き推進した。

(3) バイオマス・ニッポン総合戦略の策定

生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を実現するため、バイオマスの利活用に係る関係府省が一丸となって、我が国のバイオマスの総合的な利活用を国家戦略として推進することを目的としてバイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定（平成 14 年 12 月 27 日）した。

10 団体の再編整備に関する施策

(1) 農業協同組合系統組織の再編整備

①農家組合員に最大限のメリットを発揮することができるような農協系統組織への見直しの観点から、また、②農協系統金融機関の総合力を最大限に発揮し、農林中央金庫・信用農業協同組合連合会・農業協同組合が全体として「一つの金融機関」として機能するような農協系統信用事業への見直しの観点から、平成 13 年度に制定された農協改革 2 法（「農業協同組合法等の一部を改正する法律」及び「農林中央金庫法」）の着実な実施を図った。

具体的には、地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、農林中央金庫の定める農協系統信用事業の再編・強化に関する基本方針（自主ルール）に基づく農協系統金融システムの構築、経営管理委員会制度の導入等によるマネジメント体制の確立や農業協同組合中央会による監査体制の充実等、基本法の基本理念の実現に向けた農協系統の事業・組織の改革を推進した。

更に、農林水産省が農林水産政策の抜本的な改革を進める上での設計図として公表した「食」と「農」の再生プラン（4 月 11 日農林水産省公表）において、農林水産省としても、農協系統による農協改革について食と農の再生に向けた政策の一環として支援していくことを表明した。

加えて、特に改革の進展が遅れている営農・経済事業を中心とした農協改革を促進していくために、農業者のみならず、消費者、経済界等国民各層の参画を得て、「農協のあり方についての研究会」（9 月 27 日）を設置し、●等を内容とする改革の方向を取りまとめた（●月●日●報告）

【●については、平成 15 年 3 月に記載予定】

また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、引き続き農協系統に対する検査を実施した。

(2) 農業委員会系統組織の再編整備

農家戸数の減少等を踏まえた組織体制の適正化を図るとともに、広域連携や設置の見直しの推進等組織の効率化を図った。

また、農業委員会による農地の流動化、担い手の育成等の構造政策への取組を重点的に支援するため、農地・農家等に関する情報の電子化及びそれらの情報を視覚化する地図情報システムの整備等を推進した。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農地の利用集積、新規就農の促進、農業経営の法人化等の取組を支援した。

(3) 農業共済団体の再編整備

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、農業共済組合等の広域化を着実に推進するとともに、平成 11 年における農業災害補償制度の改正により新たに途が拓かれた農業共済事業の二段階制について、地域の意向を踏まえた適切な指導を行った。

(4) 土地改良区の再編整備

土地改良区は、食料の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設を整備するとともに、造成された施設を管理する中心的な主体であり、農業の持続的な発展や国土・環境保全に大きな役割を担っている。しかしながら、現状では、零細・小規模で財政基盤が脆弱なためその役割を十分に果たせなくなっている土地改良区が多数存在している。そのため、水利系統単位または市町村単位に土地改良区の統合整備を推進し、事業運営基盤の強化を図ることを目標に、引き続き合併等に対する助成措置を講じた。

11 統計情報の見直し

食料・農業・農村施策の展開、食料・農業・農村の実態の変化等に即して、統計情報の抜本的見直しを行い、効率化・重点化を図りつつ、ニーズに即したより一層的確かつきめ細かな統計情報の収集、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を行った。

(1) 新たな政策ニーズ等に即した統計情報の整備

農業経営関連諸施策の見直し・再編等に即して、これまで平均的な姿だけで捉えてきた農業経営の実態について、個別経営事例ごとに定点観測の手法を用いて、個別経営体及び組織経営体の経年的な発展過程を把握した。また、農産物の流通コストの実態や消費者の消費動向等の的確な把握のほか、農業経営を行う上でより一層分かりやすく利用しやすい形での統計情報の提供を行った。

(2) 調査の効率的な実施

作物統計調査等農作物の生産に関する統計調査について、農作物の輸入動向や消費構造の変化に伴う生産動向等の変化を踏まえ、農作物等の生産実態の的確な把握のため、統計体系の整備と調査の効率化を図った。特に野菜調査の対象品目の拡充や花き調査の体系を整備するとともに、調査員調査の活用等により調査の効率化を図った。

(3) 情報提供の改善

国民への積極的な情報提供等に資するため、公表資料については、国民に分かりやすい内容に改定するとともに、デジタル化し、利活用及び検索が容易な形で農林水産省ホームページへ掲載した。加えて、農林水産統計情報に関する一元的かつ利用しやすい総合的なデータベースの構築を行った。(平成 15 年 4 月以降) また、統計情報の迅速な提供を図るため、OCR 装置(光学式文字読み取り装置)の導入によるデータ処理の効率化等により、調査結果の公表の早期化を行った。さらに、各地域において、子供向け小冊子の作成・配付、メールマガジンによる情報の配信等により、情報拠点としての「農林水産情報センター」活動の一層の充実を図った。

た。

12 改革後の農業者年金制度の本格実施

担い手の確保に資するため、認定農業者等に対して保険料の負担軽減を図るとともに、その者の経営継承後の所得の安定を図るため特例付加年金の給付に充てるべき積立金の助成を行った。

13 農業災害による損失の補てんに関する施策

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等を行う農業災害補償制度の適切な運用を図った。

また、畑作物共済については、従来の9品目のほか、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃの3品目を共済対象に追加した。

(ア) 「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行った。

(イ) 農業共済地域対応強化総合対策を引き続き実施するほか、農作物共済等の損害評価経費等について助成を行った。

14 食糧行政に係る業務運営及び定員の合理化

食糧管理特別会計の繰越損失が拡大していることを踏まえ、その早急な収支改善を図るべく米麦に係る施策全般の見直しに取り組んだ。

食糧管理特別会計の健全化の必要性、農産物検査民営化等を踏まえた食糧事務所の定員削減を実施した。

IV 施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 政策評価

農林水産省では、食料・農業・農村基本法において、食料・農業・農村に関する情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、食料・農業・農村基本計画を変更するものと規定されていることから、他省庁に先駆けて、同基本計画の計画期間初年度に当たる12年度から政策評価を実施している。

また、平成13年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的とした政策評価制度が全府省に導入されるとともに、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度においても、同法に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に即して政策評価を適切に実施するとともに、その結果を踏まえ、施策の改善等を図った。

(1) 実績評価

農林水産施策は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されていることから、「農林水産省政策評価基本計画」において全ての主要な農林水産行政分野を対象に、あらかじめ目標を設定し定期的（1年ごと）にその目標に対する実績を測定する実績評価を行うこととされている。

平成14年度に実施した平成13年度政策評価（実績評価）においては、全ての農林水産施策を70の政策分野に分類し、159指標を設定して評価を実施したところ、達成度合が超過達成となったもの及び定量的評価が実施できなかったものを除いた123指標の約3割の達成ランクが達成度50%未満の「C」となった。（注）

また、実績評価において関連する政策手段の有効性等に問題があると考えられる事業等を対象に、平成14年度に初めて政策手段別評価を実施した。対象とした全180事業の中で、現時点で評価を行うことが困難な18事業を除いた162事業のうち、150事業について一定の改善・見直しの必要性を指摘した。

これらの結果を踏まえ、平成15年度予算概算要求に当たって、実績評価において達成度の低い政策分野の政策手段、政策手段別評価において必要性の特に低い事業を廃止することを含め、全政策分野について抜本的に見直しを行い、特に政策手段別評価において一定の改善・見直しが必要とされた150事業の全てについて改善・見直しを行った。

（注）農林水産省の実績評価においては、目標に対する達成度合に応じてランク分けを行うこととし、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとしている。なお達成度が150%を超えるものについてはランク分けを行わないこととした。

(2) 総合評価

総合評価は、様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、政策や施策と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、選択的かつ重点的に実施するものであり、平成14年度においては、前年度に引き続き「農業の構造改革を題材とした総合評価の手法開発」をテーマとして総合評価を実施した。

(3) 事業評価

事業評価は、公共事業、研究開発など個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、個々の事業ごとに費用対効果分析等の手法により事前、期中、完了後に評価・検証を行うものであり、農林水産関係の公共事業及び研究開発に対して、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において義務付けられた範囲を越えて、事業評価を実施した。

具体的には、公共事業の新規採択に当たっては、費用対効果分析等の手法により全●●地区について事前評価を実施した。また、事業採択後5年を経過した時点で事業継続中の地区等全●地区(注1)について、社会経済情勢の変化等の点検により期中の評価を行い、●地区について事業計画を変更することとする等必要な見直しを行うとともに、事業完了後概ね5年を経過した地区全●地区についても、効果の発現状況等の点検により完了後の評価を行った。

さらに、研究開発についても、新たなプロジェクト研究課題の決定に当たって全22課題について事前評価を実施した。また、5年以上のプロジェクト研究課題のうち平成14年度に対象となる全●課題(注2)について期中の評価を行い、●課題について研究内容の変更を行うこととする等必要な見直しを行うとともに、平成14年度において研究を終了した全●課題について終了時評価を実施した。

【●については、平成15年3月に記載予定】

(注1・2) 農林水産省所管の公共事業及び研究開発における期中の評価は、公共事業については新規採択後5年を経過した時点で継続中である事業実施地区について5年ごと、研究開発については5年以上のプロジェクト研究課題等を対象として2～4年ごとに実施することとしている。

2 財政措置の効率的かつ重点的な運用

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、財政措置の効率的かつ重点的な運用に努めた。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係府省が連携して計画的に事業を実施した。

3 情報の公開等

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、施策実施における透明性の確保の観点から、情報の公開に努めたほか、施策の目的、内容等について国民の理解が得られるよう、広報活動の充実等に努めた。

4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、地域の自主性と創意工夫の発揮等の観点から、国と地方が適切に役割を分担しつつ行うとともに、地域の主体的取組の推進が図られるよう地方単独施策に係る措置を講じた。

特に公共投資の分野では、民間主体の資金や能力を適切に活用する観点から、PFI手法の活用を図るとともに、地域住民、NPO、民間企業等の多様な主体の参加と連携を促進した。

5 国際規律との整合性

食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、国際的な規律との調和を保つものとし、新たな国際的な規律の形成に際しては、我が国の立場や主張についての国際的な理解が得られるよう努めた。